

非財務情報の開示指針研究会（第2回）

議事要旨

日時 2021年7月16日（金）14時00分～16時00分

場所 オンライン会議（Teams）

出席者 （委員）北川座長、大堀委員、小野塚委員、住田委員、竹ヶ原委員、富田委員、溝内委員、三井委員、森澤委員、森委員、山内委員

（ゲストスピーカー）TCFDメンバー／東京海上ホールディングス株式会社・東京海上日動火災保険株式会社 フェロー（国際機関対応） 長村政明様

（オブザーバー）金融庁、公益財団法人 財務会計基準機構、内閣府知的財産戦略推進事務局、一般社団法人 日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、公益社団法人 日本証券アナリスト協会、株式会社 東京証券取引所、法務省

議事

（1）事務局資料説明

（2）プレゼンテーション

- 気候関連の財務報告基準プロトタイプについての所感と対応（溝内委員）
- 情報利用者（投資家等）の視点（竹ヶ原委員）
- TCFDにおける指標・目標関連論議（TCFDメンバー／東京海上ホールディングス株式会社・東京海上日動火災保険株式会社 フェロー（国際機関対応） 長村政明様）

（3）討議

議事概要

（1）企業価値報告とサステナビリティ報告

- ① 気候変動を含むサステナビリティ報告事項について、人・環境・経済へのインパクトが大きいものほど、企業価値に影響を与える可能性も高いと考えられるか。
- ② 企業価値報告とサステナビリティ報告：サステナビリティ事項が企業価値へ与える影響について検討する際、どのような事項について、どのような時間軸で考慮することが必要か。

- ①に書かれているより、実際はもう少し複雑ではないか。企業の活動の中で、例えば環境へのインパクトが大きいサステナビリティ関連項目があって、それが企業価値に影響を与えることがある、ということ。①では、企業価値に影響を与えるサステナビリティ報告事項が10～20項目事前にあるように読める。そうではなく、企業の活動によって、何が人・環境・経済へどれだけインパクトを与えるかは異なっており、その部分は標準化されてない。それぞれの企業によって違うはず。その前提があれば、ここに書いてあることは理解できる。
- ①は非常に重たい質問である。考え方として共有したいのは、企業価値とは何か、という点。例えば資産規模なのか、業績なのか、株価なのか。それぞれ、人・環境・経済へのインパクトが大きかった際の影響の仕方が変わってくるのではないか。②についても、企業価値を何と捉えるのかによっても変わってくるのではないか。
- 5団体のレポートは、最初にIFRSの概念フレームワークを共有する形になっているが、概念フレームワークには利用者が設定されている。プロトタイプの利用者についてはIFRSと合わせるように作られていると考えており、企業価値についても、プロトタイプでは自ずとIFRS

と同じように設定されているのではないか。これについては異論もあるかもしれないが、利用者にとって良い面がある。例えば、概念フレームワークの第1条にあるマネジメントのステewardシップ責任等も共有できるのではないか。

- 企業価値を業績や資産だと考えると、人・環境・経済へのインパクトが大きくても、企業価値に影響するかどうかは分からない。他方で、今回のプロトタイプがIFRSの概念フレームワークや実務記述書と合わせて検討されていることを考えると、IFRSと同様の、投資判断に必要なものを開示するという考え方ができるだろう。投資判断に必要なものというのは、例えば減損などといったことまで明確になっていなかったとしても、投資家はその可能性はないのかと考えることが予見できれば説明せよというのがIFRS実務記述書の第2号に書かれていることである。財務的に重要なものを開示するという考え方に近いかもしれないが、財務に反映されなくても企業価値、投資判断に必要なものは開示せよという考え方であれば、人・環境・経済へのインパクトが大きいものの重要性は高いといえるだろう。
- しかし、TCFDにおいてマテリアリティの評価が見直されているのであれば、ISSB (International Sustainability Standards Board) で作られる新しい基準は難しい立場になるだろう。次のテーマになるかもしれないが、レポートと基準の関係はどうか、こういった研究会で議論し、日本から意見発信できると良いと思う。
- マクロで見れば、人・環境・経済へのインパクトが大きいほど重要と言えるが、市場参加者を利用者として捉えると、最終的には財務インパクトを見ていくべき。そういった問題が内部化されて自らのビジネスにインパクトを及ぼす程度を評価する。そのためにTCFDにおける移行リスクや物理的リスクなどを考慮していくということだろう。影響が戻って来る部分をしっかりと考慮する必要があるが、その経路は多様であり、時間軸を長く取って見ていかなければならず、シナリオ分析も行う必要がある。そこがサステナビリティ報告の難しさであり醍醐味である。
- ①の人・環境・経済へのインパクトというのは、マクロレベルでインパクトが大きいサステナビリティ課題一般のことをいっているのか、特定の企業が人・環境・経済に与えるインパクト、いわゆるダブルマテリアリティのようなことを言っているのか。一般論で言うと、気候変動のようなマクロ的なインパクトの大きいものが企業価値に影響を与える可能性が大きくなるかどうかは、企業のビジネス次第なので、この一文は必ずしも正しくない。一方、ある企業がそのビジネスによって与える人・環境・経済のインパクトが大きい場合は、その企業価値に影響を与える可能性が高い、というのであれば、この一文は正しいかと思う。
- ②について、仮に特定の企業が与えるインパクトが大きい場合、すぐに企業価値に反映してくるか、どういう時間軸で反映してくるか、というのは難しい質問。気候のように時間軸が長い話、人権のように足下で起こっている話などあるが、課題の時間軸と企業価値への影響は無関係ではないか、というのが自分の見方である。気候変動も人権もここ20年ほど同じような議論が行われてきたが、気候変動は比較的早期に気付かれて徐々にダイベストメントなどが起こり、企業価値への影響がここ10年ほど認識されてきた。他方で人権は、問題自体は昔からあったはずだが、例えば新疆ウイグルの問題などが突然出てきて、昨日は企業価値に影響を与えなかったものが、今日は影響を与えるという事が起こっている。サステナビリティ事項の息の長さや企業価値は関係なく、その事項がどのように認識されるか、という時間軸に影響されるのではないか。

- ①については、マテリアリティの話なのではないか、という印象を持った。人・環境・経済へのインパクトが財務的な影響を定量的に計測できるところまで熟し、それをマテリアルだと企業が判断したのであれば、企業価値に影響を与える、ということだと思う。
- ②はダイナミックマテリアリティの話。TCFDによって気候変動は財務マターで議論できるようになった。その他、自然資本、サーキュラー・エコノミーや社会性など、どの段階で財務データに換算できるか、定量化できるか次第。一般論で言うと、できるだけ時間軸を長く取る、としか言いようがないのではないかと。
- 一般的に世の中へのインパクトが大きいものは、世の中から必要とされていると仮定されるので、需要の大きさに応じて企業価値に影響を与える可能性が高いと言えるのではないかと。ただし、インパクトが大きいものが今すぐ必要とされるかについては、必ずしもイコールではない。時間軸という視点を加えていかないといけないと感じている。インパクトがあっても、世の中の意識や行動が追いつくまでには時間がかかる場合もある。例えば、廃プラスチックや資源循環の問題などについて、当社では回収したプラスチックのリサイクルに関する研究開発を行っているが、現時点ではリサイクル材をつかったものはコストが高い。これを付加価値として世の中で認めてもらえるかということ、現時点ではそこまで至っていない。徐々に消費者の意識は変わってくるかと思うが、こういった時間軸で企業価値に影響が出るかという視点は大事。
- ①について、企業のビジネスモデルによって環境へのインパクトは異なり、非常にインパクトが大きい企業であれば企業価値へ影響を与える可能性も高い。また、気候変動は目に見えにくいのが、水などは影響が現れるのが早い。水が不足して暴動が起きたりすれば、そこでビジネスをしている企業の企業価値には影響がある。企業が自社のビジネスによる影響をはかる必要がある。
- ②の時間軸については、ものによるのではないかと。労働者・人権の分野については、今、世界的に声が高まっている。ただ単に人権問題があるところだけでなく、企業がビジネスを移行する際に労働環境・人権問題等が生じることが懸念されている。人・労働に関係することは短期間で影響が出やすいため、長期だけではなく、短期的にも配慮が必要。労働は別というわけではなく、気候変動にも関連しており、世界的な注目が集まっている。
- ①について、特定の企業が特定の分野に与える影響の大きさによって、企業価値に絡めて語るべきではないかと。
- 発行体の経営陣は、企業価値とビジネスモデルの持続可能性、社会のサステナビリティをかなり一体となって考えている。それが長期的な経営を目指すことにつながる、とひしひしと感じている。投資家としてはシングルマテリアリティだが、発行体としてはそこまでクリーンカットなシングルマテリアリティでない。
- ①について、現時点でそのエビデンスを得るのは難しいと感じている。このようなトピックについての研究では、(1) サステナビリティ項目が企業価値に影響を与えているか否か、(2) 影響を与えているとすればどのように与えているか、(3) サステナビリティ項目の変

動が大きければ、それに応じて影響も大きくなっているか、といったステップで調べていくことが多いが、(1)の段階の研究もまだ十分な論文の蓄積があるとは言い難い状況。

- 最近査読中の論文に、CSR活動が積極的な企業は、企業評価に負の価値関連性があるのみならず、利益の価値関連性が低いと投資家が判断していることが分かった、というものがあつた。研究自体のモデルの設定と統計処理にやや難があるので、十分なエビデンスがあるとは言えないが、非財務情報の代表的なものの1つであるCSR情報について、水を差すような内容の研究が出ていることは気掛かりである。

(2) 気候関連の財務開示基準のプロトタイプについて

- 5団体のプロトタイプはかなり詳細に規定されているため、書いてあることに対応するだけでも5~6ページ必要になるのではないかと。日本企業は全てに真面目に答えようとする人が多い。プロトタイプはどのような視点から報告すればいいか等の示唆に飛んでおり、中身がおかしいわけではないが、全てに対応するのか、それを参考にしながら大事な部分について説明するのか、によって開示の中身が相当変わってくる。自分で重要だと考える部分を開示する場合と、試験問題に答えるように全てを順に開示する場合ではストーリー性が異なり、訴えかける内容も大きく異なる。
- ところが残念なことに、問1から全てきれいに答えている方が、読み手にとって機械的な比較がしやすく、好まれることもある。本来はストーリーがあり、実質がある方が分かりやすく、それぞれの企業の個性が分かるはず。本来のアナリストはそのように評価するのではないかと。全ての問に答える方が評価されるのも問題ではないかと感じる。
- 今のご意見はよく理解できる。当社では、機械的な比較が可能な一覧表のようなものは巻末のデータブックに載せ、本文は自社のストーリーに沿ったものにするという、二部構成にしている。TCFDについても、そのような形で対応してきている。
- プロトタイプではIFRS表示基準が必要だとされているため、プロトタイプは詳細化しているという背景があるのではないかと。IFRSのこれまでの歴史を振り返ると、IAS第1号「財務諸表の表示」について、昔決めた勘定科目の意味がはっきりせず2、3年前に議論するようなことがあつた。これからサステナビリティ基準がグローバルに使われるようになった場合も、クリアな勘定科目の定義が必要といった議論が出てくるかもしれない。
- また、IFRSのようにグローバルで使うことを前提とすると、自ずと原則主義的にしていかないと回らなくなるのではないかと。IFRSの改定プロセスのタイミングと世の中で新たに開示が必要なタイミングにずれが生じた場合も、基準と実務記述書で分担をするような形にしていけば、自ずと地域で適用のレベルについて議論がしやすくなる。
- そもそもIFRSによるサステナビリティ基準ができた場合、適用はどうなるのか。今後ボードができて議論が進んでいかないと分からない点。今後研究会でも議論して発言していくのではないかと。基準の規定を全て適用しないといけないのか、基準の一部を各国の法規制とミックスして開示を求めるといった運用は可能なのか等を考えていく必要があるのではないかと。
- リスクの定義や、セグメントの考え方等が非財務とIFRSの基準で同じような考え方になるとメリットがある。これは小さな論点だと思われがちだが、利用者にとっては重大なことであ

り、プロトタイプは良い議論の進め方であり、このような点についても本研究会で意見を出していくと良いのではないかと。

- プロトタイプそのものというよりは、プロトタイプの先にある ISSB の基準を見通していかないといけない。現在は、プロトタイプを Technical readiness working group でブラッシュアップしていくプロセスにあるが、次の COP でバージョンアップしたものを提示したいというのが IFRS 財団のスケジュールだろう。その上で、TCFD の指標等に関するガイダンスと IOSCO が 6 月に公表したサステナビリティ報告に関するレポートは考慮する必要がある。IOSCO のレポートでは、IOSCO としてプロトタイプについて改善すべきと考えている点が列挙されており、その辺りは考慮していかねばいけない。
- 中身として大きいのは、財務的影響を検討する上でビジネスモデルを考慮しなければいけないということ。TCFD の柱にはビジネスモデルが入っていなかったが、IIRC や IASB のマネジメントコメントリでは挙げられているとおり、ビジネスモデルは非常に重要であり、そこからアセットへの影響を含めて評価していく、という流れを今回意識しているのは大きい。IOSCO のレポートにおいても、財務的インパクトをより精緻に、と書かれている。
- また、指標を具体化していこうという動きは強い。業種横断的なものと業種レベルのもの、自社固有のものという三層構造。それらをどの程度の詳しさを定義していくか、今後議論が巻き起こるだろう点として注意が必要。
- また、プロトタイプの冒頭で表示基準の必要性について触れられている。プロトタイプで求めている内容はかなり詳細であり、指標以外の要素についてもかなり詳細に求めているので、アニュアルレポートの中で開示していくのは現実的ではないのではないかと感じている。EU でもアニュアルレポートに入れるものと、データベースに入れ、比較可能性を高めるものといった二層構造を検討している。そのように開示のフォーマット、入れる場所を作っていくかについてはいけないのではないかと。それをする上で、マテリアリティ判断はどのようにしていくかについて検討が必要であり、日本でも議論しておく必要がある。
- 全ての企業に同じ基準を等しく適用するべきか、という点については、マテリアリティ考慮型の方が適切ではないかと感じている。その際、単純なスクリーニング基準は適切ではなく、マテリアリティ分析を各企業が言い、気候変動の課題の財務的なインパクトが小さいのであれば開示のレベルを下げる、といった形が望ましいのではないかと。あまり影響が大きい企業で負荷をかけて詳細な開示をするのは、逆に企業価値という観点から必ずしも望ましくない。
- また、GRI が EFRAG と共同で作業を行う件については非常に自然な流れかと思う。現在、EU では NFRD (Non-Financial Reporting Directive) に変わる CSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive) を検討中。この基準を作るのが EFRAG である。EU の新しい指令はダブルマテリアリティを訴求すると言われており、また GRI は、サステナビリティ報告は企業が人・社会・環境に与えるインパクトに関するレポート、つまり 2 つ目のマテリアリティに注力した基準だと言っていたので、その部分を EFRAG と協働していくのは自然な流れだと思われる。1 つ目のマテリアリティについては TCFD をはじめ議論が起こっているが、2 つ目のマテリアリティについては GRI がオンリープレイヤー。EFRAG で完全に新しく作るのではなく、既存の基準と整合させてほしい、という意見は欧州の業界団体が強く主張しているため、GRI などの基準が反映されてくるのは良い方向ではないかと。

- 形式論に陥ると、全て抜け抜けもれなく開示している方が評価される。戦略などストーリーを語る部分が評価されなくなる懸念は常にある。それだけに、投資家側、利用者側がこの趣旨を理解してエンゲージしていくのは大事だと改めて感じた。
- 全ての企業に同じ基準を等しく適用するべきか、という点については、企業としては「ノー」ではないかと考える。各業種・各企業が置かれた立場によって、マテリアリティ等を考えた上で開示していくことが必要であり、それが費用対効果でも重要。財務情報と違い、非財務情報の開示は投資家と企業の建設的な対話の積み重ねを踏まえて、企業が自発的に開示をすることによって充実が図られてきた。したがって、画一的な開示や開示のための開示となると、企業としては条件を満たすための消極的な開示に追いやられる。それは当然投資家にとっても、役に立たないことになり、双方が不幸になる。投資家と企業が win-win になるように、企業の自発的な開示を後押しするような開示基準が望ましい。マテリアリティや柔軟性を重視するとともに、企業側と投資家側の現場レベルのすりあわせも大事かと思う。
- プロトタイプの開示の対応については、企業規模や準備段階によって異なるが、3～5年スパンで考えることが必要。これは開示だけの問題ではない。経営と開示は一体であり、経営としての方針がなければ適切な開示はできない。現時点で TCFD に賛同している 400 社程度はそれなりの準備をしていると思われ、また、プライム市場の企業についてもコーポレートガバナンス・コードによって TCFD 対応の開示が求められるということになるが、多くの会社は今後の検討になろう。そもそも、日本のカーボンニュートラル宣言は去年の暮れに出てきた話であり、その取組は今年から本格的に進めていくことになる。当社では今年中に戦略を立て、来年からの中期経営計画で、アクションプランに落とし込んでいく。開示については同時並行的に検討する。
- 当社では 2018 年度から TCFD ガイダンスに基づく開示を始めた。開示可能な所からスタートして、毎年開示を充実させてきたが、課題も残っており、これから長い取組をしていく必要がある。ただし、プロトタイプの中身を見ると、準備を進めている会社であれば、概ね対応できるのではないかと思う。また、CDP の質問書に含まれる項目もかなりあったため、大きな違和感はない。
- ただし、2050 年カーボンニュートラルを目指すという、長期かつ仮定の多い中での開示であることから、短・中・長期で開示のレベルを変えていく必要があるのではと考えている。2030 年であれば、ある程度細かな開示が可能になるが、2050 年になると相当遠いので、気候変動に限らず、その他のビジネスモデルという前提条件がどう変わるか、にもよって企業価値が変わってくる。この辺りは今後検討していかなければならない。
- プライム市場が来年 4 月にできるが、プライム市場に上場しようと思う企業においては、このようなグローバルに通用する基準による開示が必要ではないか。プライム以外の市場への上場企業又は非上場企業であれば、ある程度時間をかけて対応することになっても、それは企業次第で良いのではないか。
- 適用にあたっては、今あるものを活用するのが普通。急に新しいものができてくるわけではなく、自主的な部分を進めてそれが必須になってくる、という形が海外の流れであり、日本でもそのように進めるべきだろう。他方で、プライム市場ができるため、そこで何を求めるか考える良い機会になるのではないか。

- TCFDについては、今月、金融庁と共催で、投融資家を対象としたセミナーを開催。オランダのPCAF (Partnership for Carbon Accounting Financials) からも登壇いただき、どのように投融資家が取り組むべきか、開示する必要があるかについて議論した。プライム市場に入ってくる地方銀行による取組・開示も重要になってくる。世界がどのように動いているか、どのように開示をしているかを取り込んで進めていただく必要がある。
- CDP 質問書は、TCFD 提言が出た後はすぐに、各企業が TCFD の開示に添えるように、TCFD 提言に則った質問内容に変更した。「ドリル」のようにこなしていくことによって、自主的な開示も進んでいく。グローバル企業には是非これをこなしていただきたい。1年のタイムラグができる可能性もあるが、できれば来年4月に、CDP 質問書の対象企業をプライム市場の上場企業に変更したいと思っている。
- 全ての企業に同じ基準を等しく適用するべきか、という点については、プライム市場がメインになってくるだろう。
- TCFD に比べてプロトタイプにおいて追加された内容については、例えば、追加された項目の中で、事務局資料 p. 32 (ガバナンス) に挙げられている取締役や委員会の情報やスキル・能力については、投資家としては興味のある分野。コーポレートガバナンス・コードもある中で、この辺りは国としても、積極的に推進すべきという後押しがあるべきと感じた。
- 事務局資料 p. 35 (リスクと機会が企業に与える影響) に挙げられている経営戦略の前期からの変化についても、有意義なポイント。ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブにおいて、アセットマネージャーからアセットオーナーに対するレポートのフォーマットを作っているが、アセットオーナーからは去年から今年にかけての変化について知りたいという要請がある。
- 事務局資料 p. 37 (リスクと機会が企業の決定と計画に与える影響) に挙げられている気候変動の研究開発投資と活動、新技術の採用という点は、日本として、イノベーションをより進めていくという文脈から、各企業にこういった事を考え、開示する機会としてプラスアルファで要望すると良いのではないか。
- アクティブ運用投資家の立場としては、企業と対話を試みる際に一番困るのは形式主義の問題。経営者の方と会っても、求められている項目だから開示したけど中身については経営陣としては考えていない、コンサルに頼んで開示した、というような事態が一番困る。形式主義には陥らないようにしていただきたい。
- ストーリーで開示しようという姿勢があり、形式主義にならない、開示の自由度が高い、という前提であれば、今回追加された項目について大きな違和感はない。
- 開示規制が今後より具体的になる中で、要求水準が高まる、開示の自由度が狭まるような動きがある場合には注意。場合によっては、エスカレートさせるべきでないという意見も出した方が良い。
- マテリアリティは完全に無視するのは危険。非上場企業やインパクトの小さい企業にも同じ開示を求めるのはあまり効率的ではない。対話の形式主義に陥りやすいというところに結びつく。マテリアリティでしっかり説明して、例えばインパクトが小さい企業ではこのような分析の結果で開示は簡単になっているという説明は必要になるが、その前提があれば、開示の濃度が変わるのはおかしくない。

- 投資家サイドとしては、最終的には財務インパクト重視。シングルマテリアリティとダブルマテリアリティ両方の顔を立てるような形で、同じような枠組みで議論を進めていく動きについては警戒して見ている。
- 全ての企業に同じ基準を等しく適用するべきか、という点については当然議論がある。一方サプライチェーンや人権等の問題については、等しく全ての企業・組織が考えるべき事でもある。このような課題に対しプライム市場に行かない会社は免除されるという発想で議論を進めると、それはそれで間違ったメッセージにもなる。
- 全ての企業に同じ基準を等しく適用するべきか、という点については、一部又はプライム市場に上場している企業であれば対応可能かもしれないが、それ以外の市場に上場している企業や中小企業にとっては、少々ハードルが高いかもしれない。個人的には、企業規模などでグラデーションを付けることは必要ではないかと考えている。
- 開示に求められる項目や数値の粒度については、業種というより企業の規模が大きく関わってくるのではないかと。その意味で、上場市場が違えば、求められる粒度も違ってくるだろう。
- 本プロトタイプの開示の対応に必要な時間については、準備期間を十分に、例えば3年ほど与えれば、多くの企業は一気に対応してくるのではないかと。また、先行者に対してそれなりのインセンティブを与えると、先進的なベストプラクティスがいくつか出てきて、それを模倣して多くが追随していくような印象。非財務情報開示についても、同じような動きになるのではないかと。
- 本プロトタイプにおいて追加された項目・内容について、直ちに開示不要と思われるものはないが、企業によってガバナンスの状況は多様であり、うまく情報を開示できない企業があった場合、不利な状況が生まれかねないように感じている。将来、取締役会、とりわけ社外取締役等の人選にも影響を与えるのではないかと。

(3) 気候関連以外に開示の基準・フォーマットがあると望ましい分野はあるか。

- 気候関連に含まれているのかもしれないが、水の分野も非常に重要である。労働・人権もフォーマットがあると良いのではないかと。
- 枠組みを気候変動以外に展開する場合、「E」の他の分野—例えば水や生物多様性等に展開する場合には、TCFDの4つの柱やダイナミックマテリアリティの発想の延長線で応用が効くかもかもしれない。他方、「S」の分野—例えば人権、労働、企業の人材開発戦略等については、同じようなダイナミックマテリアリティの発想やTCFDの延長のような発想で良いのか、というところは議論の余地がある。今般のプロトタイプを契機に全ての開示項目について同じような枠組みで話を進めていこうという動きがあれば、警戒した方が良い。
- ESGの中では、やはり「S」ではないか。とりわけサプライチェーンの情報開示は、現在、非常に注目を浴びているものであり、上流でどのような企業、地域、国と関わっているかは、投資家にとって重要な情報提供となるだろう。

(4) プレゼンテーションに対する質問

- 竹ヶ原委員のプレゼンテーションにおいて、レポートのページ数に関する調査があったが、妥当な分量というものはあるのか。例えば、この企業はこれだけ開示しても decision useful でないといった例、大して影響がないので2 ページで十分といった例などはあるか。
- 開示しているページ数を調べ、開示に熱心な企業がボリュームとしてどうか、という点を見てもみようという試み。TCFD に沿った言及があればページとしてカウントしており、個々の言及の質までは判断に入れていない。ページ数が多ければいいのか、という意見はあるが、一般的に2 つ以上の媒体で気候変動リスク・機会を開示しようとする、ある程度記述量多くなるという仮定を置いて、調査している。今後はもう少し質的な比較をやっていきたい。

以上

お問い合わせ先

経済産業政策局 企業会計室

電話：03-3501-1570

FAX：03-3501-5478